

# リフォームは、まずご相談からスタートです。



次回  
オープンハウス  
6月18・19日の  
2日間です

## Q.「介護リフォームで補助金はいくらもらえるのですか？」

「介護保険では20万円まで9割の補助が受けられます。また自治体ごとの助成制度もあります。」

介護保険制度では、「要支援」または「要介護1～5」と認定された在宅の方で、住宅改修が必要な人に対し、一生涯で20万円まで、住宅改修の9割を補助してくれます。

ただし、改修内容については条件がありますから、必ず事前にケアマネージャー（介護支援専門員）などに確認しておきましょう。

また各自治体などで、高齢者住宅修費支援制度や障害者住宅改修費助成制度が用意されていることもあり、助成額はそれぞれ異なりますから、自治体の相談窓口事前に相談してみると良いでしょう。

介護保険制度なら介護リフォームに9割補助が40歳以上の人なら保険料を負担している「介護保険」。2000年の制度スタート以来、だいぶ定着してきたように思いますが、どのような制度なのかは、実際に介護を必要としないとわからないことも多いはず。

介護保険制度において「要支援」または「要介護1～5」と認定され、在宅で生活し、住宅改修が必要とされる人に対し、20万円までの介護改修について、1割の自己負担でリフォームすることができるのです。



この20万円という枠については、一度に使い切る必要はなく、数回に分けて改修を実施することもできます。また「要支援」「要介護」のランクが3段階以上上がったとき（例えば要介護1の人が要介護4になった場合など）や、転居した場合などは改めて20万円まで給付を受けることができます。

## 介護保険が適用になるリフォームには条件があります。

介護保険が適用になる改修は、次のとおりです。

(1) 手すりの取り付け 玄関、廊下、階段、トイレ、浴室、洗面所などの屋内に設置する手すりの他、出入り口から道路までの屋外手すりにも適用されます。

(2) 床段差の解消 引き戸レールや敷居の段差を撤去したり、玄関や浴室、出入り口などの段差をスロープや踏み台、床工事などにより解消する場合に適用されます。



(3) 滑りの防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 車イスが利用しにくい畳床や、歩行時に滑りやすい床を、フローリングや固い床材などに変更する場合に適用されます。



(4) 引き戸等への扉の取替え

介護を必要とする人が開けにくいとされる開き戸を、引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテンなどに変更する場合に適用されます。また手首を傷めていたり、握力が低下している人でも操作しやすいドアノブや戸車の設置も含まれます。



好評  
毎週  
連載!

50余年の  
経験と実績

ス～さんのリフォーム情報

リフォームにお役にたつ情報シリーズ...33

## 介護リフォーム について



家族の高齢化や病状の悪化などにより、介護リフォームが必要になる場合があります。介護保険では、介護を必要とする方の負担が少しでも小さくなるようにと、住宅改修制度が設けられ、介護リフォームへの補助金や助成制度が用意されています。介護する人も、される人も、ぜひ一度チェックしておきたい制度です。

## (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器よりも介護しやすく、かつ介護されやすい洋式便器への交換や、便器の高さを変更する必要がある場合の洋式便器の取替えに適用されます。

和式便器に洋式アタッチメントを取り付け、手すりを設置した場合。→



## 各市町村の助成金制度もチェックしよう

介護保険制度とは別に、各市町村で高齢者向けや、障害者向けに住宅改修に助成金を支給しているところがあります。助成金額や助成率などは市町村ごとに異なりますので、介護リフォームを検討する際には介護保険制度だけでなく、事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

## 介護リフォームを無駄にしないために

「介護保険が使える」「補助金が受けられる」などと言って、リフォームの契約を急かす業者は要注意です。

介護保険や自治体の助成制度を利用するときには、事前のしっかりとした打ち合わせが必要です。

特に介護保険を利用する場合は、ケアマネージャー（介護支援専門員）や主治医の意見書などが必要になるため、リフォームの計画段階から良く話し合う必要があります。

また手すりの取り付けについて安易に考える方が大勢いらっしゃいますが、手すりは想像以上に荷重がかかる場所です。下地補強をせずに取り付けると、介護を必要とする方が利用した際に手すりが外れ、事故につながったケースも報告されています。



さらに片麻痺やリウマチなどの症状がある方の場合などにおいて、手足の可動範囲などを確認せずに手すりやドアノブを取り付けてしまい、まったく使えないものになってしまったり、逆に障害物となってしまう、顔や手足をぶつけてケガをしたり、手すりが邪魔になって車イスが通れないというケースもあります。

三井のリハウス  
提携会社

一般建築設計施工管理・  
不動産全般売買管理  
建設業許可大阪府知事  
(般-24)第137873号  
宅建業免許大阪府知事(1)56502号

安心と信頼の

トータルリフォーム 株式会社 すみうら (純浦商店)

フリーダイヤル

0120-696-872

ご相談・お見積り

無 料